

津島市防犯活動事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 津島市防犯活動事業補助金（以下「補助金」という。）は、地域の安全を守るための啓発活動及び防犯パトロール等を実施する防犯団体及び町内会等が防犯活動事業に要する経費について、交付するものとする。その交付に関しては、市費補助金等交付規則（平成10年津島市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(対象事業及び対象経費)

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 市内小学校の校区における防犯活動に関すること。
- (2) 市内町内会及び自治会等の防犯活動に関すること。

2 補助の対象となる経費は、補助事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 人件費
- (2) 交際費及び慶弔費
- (3) 懇親会費及び宿泊費
- (4) 施設管理費等の経常的な団体運営経費
- (5) その他補助することが適当でないと認められる経費

(対象者)

第3条 補助の対象者は、市内の小学校の校区、町内会又は自治会等の活動区域において防犯活動事業を実施する防犯活動団体等とする。

(補助限度額)

第4条 補助限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第2条第1号に該当する団体 5万円
- (2) 第2条第2号に該当する団体 1万円

(実績報告書の提出期限)

第5条 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までとする。

(調査等)

第6条 規則第14条に規定する帳簿等は、次のとおりとし、必要に応じて、その閲覧又は写しの提出を求めるものとする。

- (1) 収入支出状況を記載した帳簿
- (2) 預金通帳
- (3) 支出を証明するための領収書等

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。